

保険者機能強化推進 交付金について

徳島県保健福祉部長寿いきがい課
いきがい・活躍推進室地域包括ケア推進担当

1

保険者機能強化推進交付金の趣旨

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化。
- この一環として、自治体への財政的インセティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設。

保険者機能強化推進交付金（市町村分，都道府県分）の性格

<市町村分>

取組の内容は、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当して、市町村が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組とする。

<都道府県分>

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の3第2項の規定に基づく交付金（以下「交付金」という。）は、法第120条の2に規定する都道府県による市町村の取組を支援する事業（以下「事業等」という。）に係る取組を支援することを目的とする。

3

【参考】 都道府県分の性格

介護保険法（抜粋）

（都道府県の支援）

第二百十条の二 都道府県は、第一百七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

介護保険施行規則（抜粋）

（都道府県による市町村の支援）

第百四十条の七十二の六 法第百二十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事業は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組（以下この条において「自立支援等施策」という。）に資することを目的とした研修の実施、リハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者の都道府県内の市町村への派遣に係る調整その他の都道府県内の市町村による自立支援等施策への支援に関する事業とする。

5

交付額の算定方法

平成30年度国予算額200億円（うち都道府県分が10億円程度）

・ 市町村分の交付額算定方法

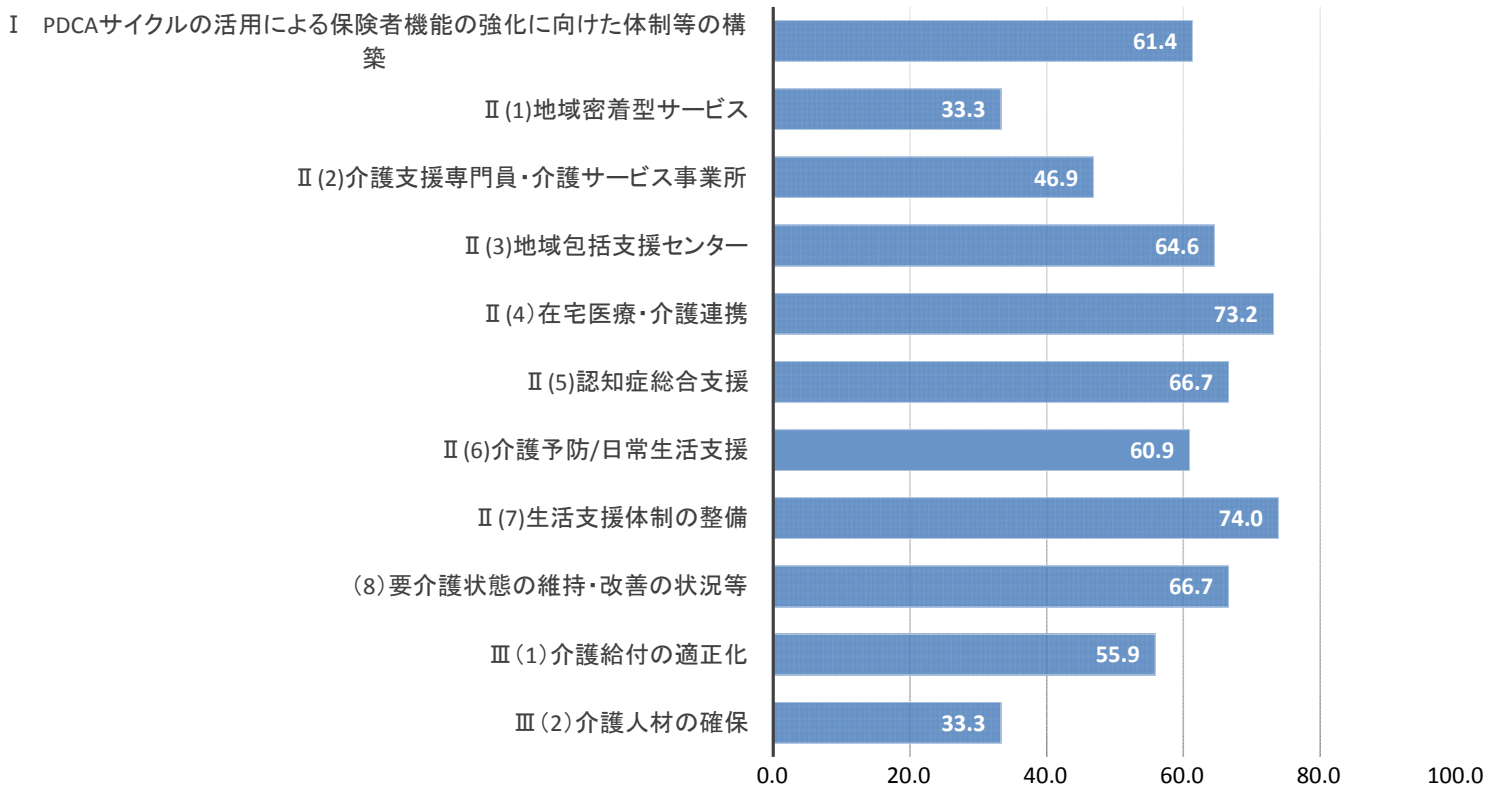
$$\text{各市町村の交付額} = \text{国予算額} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数})\text{の合計}}$$

・ 都道府県分の交付額算定方法

$$\text{各都道府県の交付額} = \text{国予算額} \times \frac{\text{当都道府県の評価点数}}{\text{各都道府県の評価点数の合計}}$$

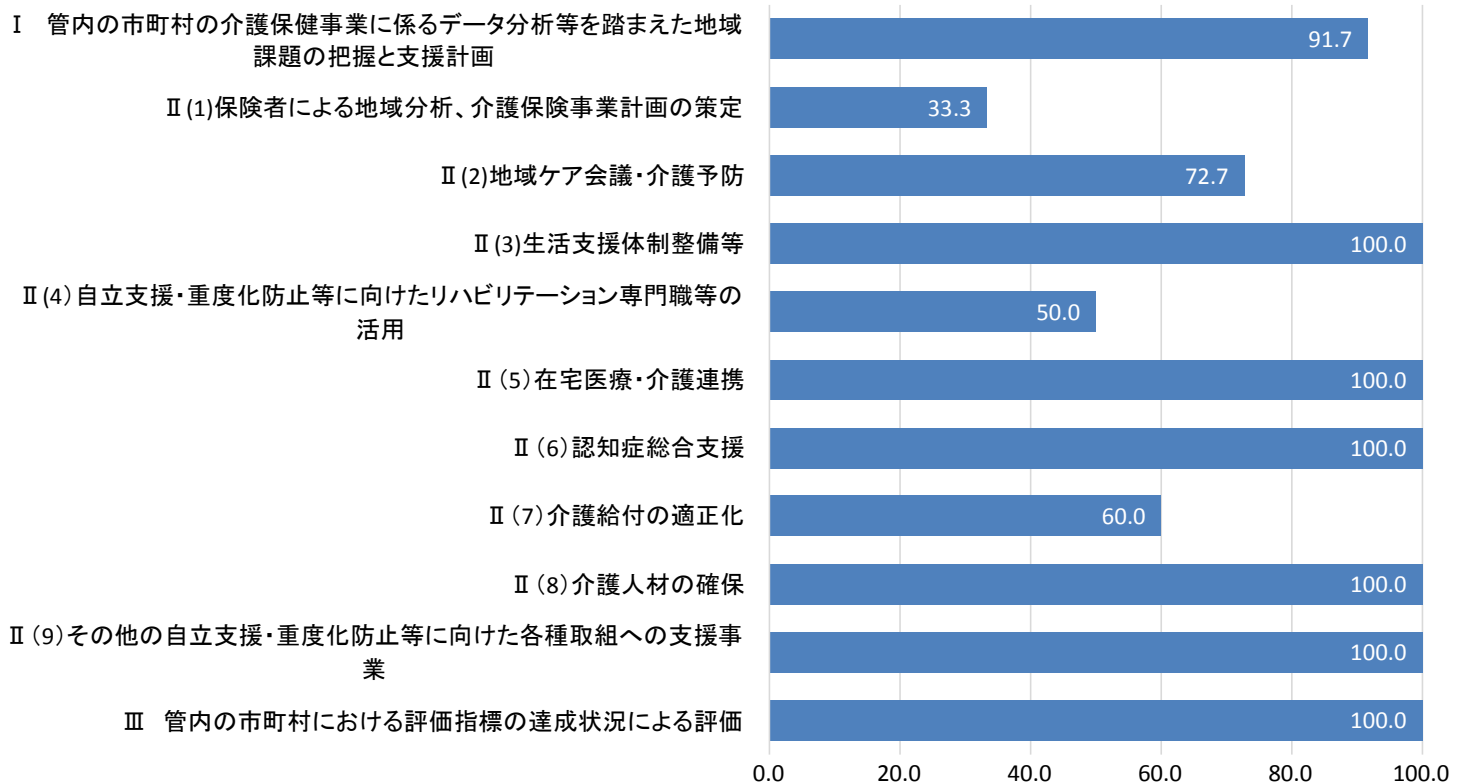
（※ 都道府県分は評価指標による配分額と所要額調査回答額のどちらか低い額で交付）

H30 評価指標(市町村分) 項目別得点割合(%)



7

H30 評価指標(県分) 項目別得点割合(%)



4

8

- 取組の弱い部分や課題が見える化される。
- 文書にできていない場合は、文書化。
- 実施できていない評価項目について、実施を検討。
- 実施するうえでの課題解決に、県の専門家派遣、アドバイザー派遣事業等も活用。

(地域ケア会議活用推進事業, 介護予防活動普及展開事業, ケアプラン点検支援員派遣事業, 介護保険事業計画支援アドバイザー派遣等事業)

9

平成30年度保険者機能強化推進交付金の活用状況

- 県内全ての市町村で、地域支援事業に活用。
- 県では、この交付金を活用し、地域分析を専門に行う非常勤職員を平成30年11月から配置しており、分析結果の保険者支援施策への反映及び、保険者への分析結果の提供を行うほか、必要に応じて保険者に出向き、相談・助言等を行っていく。

2019年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)の改正点

- 地域分析に関し、数値の把握だけでは非該当。要因の考察が必要。
- 「計画に記載」で評価していた指標は、「計画の進捗管理」による評価に変更。
- 各事業の取組状況についての指標を細分化。
- 「地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定しているか。」の指標を新設。
- 「介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。」の指標を新設。

11

2019年度保険者機能強化推進交付金(都道府県分)の改正点

- 「計画の策定」に係る指標は、「計画の進捗管理」に係る指標に変更。
- 「介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。」の指標を新設。
- 「介護事業所の認証・評価制度を実施している」の指標を新設。
- 「都道府県における管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町村があるか。」の指標を新設。

- 管内市町村の、次の評価指標達成状況による評価を新設。
 - ◆ 「Ⅱ(3)⑪ 個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。」
 - ◆ 「Ⅱ(4)⑦ 居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。」
 - ◆ 「Ⅱ(6)⑤ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か」
 - ◆ 「Ⅲ(1)② ケアプラン点検をどの程度実施しているか。」

地域包括ケアシステム構築支援事業

【平成31年度要求額6,791千円(当初)】



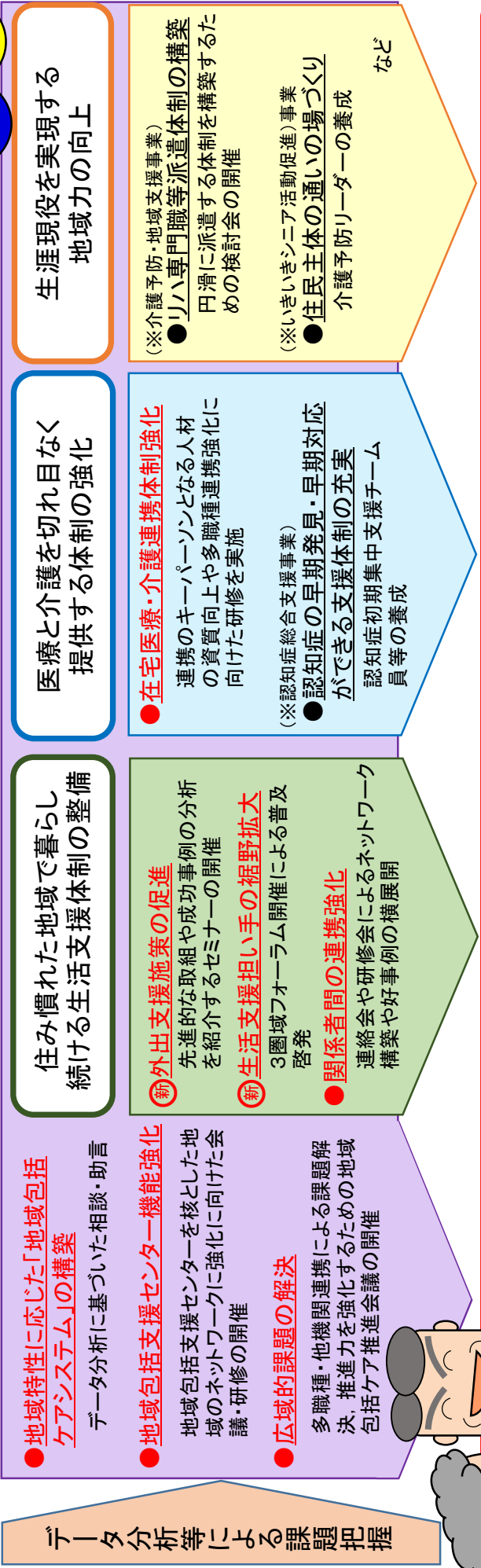
主な取り組み

- 2014年:【西日本初】徳島県地域包括ケア推進会議 設置
- 2015年: 地域包括ケアシステムサポート事業 開始
- 2016年: 若年性認知症対策(コオーディネーター配置)
- 2017年: 各市町村を支援する工程表の策定
- 2018年: データ分析により市町村を支援する専門職員の配置



- 県内「7市町」で地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築するモデル事業を実施。→他市町村へ波及！
- 全市町村に「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」が配置され、早期診断・早期対応の体制が整備！

2019年取組方針 「地域包括ケアシステム」の構築・深化



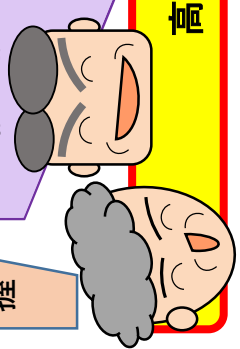
- **地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築**
データ分析に基づいた相談・助言
- **地域包括支援センター機能強化**
地域包括支援センターを核とした地域のネットワークに強化に向けた会議・研修の開催
- **広域的課題の解決**
多職種・他機関連携による課題解決、推進力を強化するための地域包括ケア推進会議の開催

- **外出支援施策の促進**
先進的な取組や成功事例の分析を紹介するセミナーの開催
- **新生活支援担い手の裾野拡大**
3圏域フォーラム開催による普及啓発
- **関係者間の連携強化**
連絡会や研修会によるネットワーク構築や好事例の横展開

- **在宅医療・介護連携体制強化**
連携のキーパーソンとなる人材の資質向上や多職種連携強化に向けた研修を実施
- **認知症総合支援事業**
● **認知症の早期発見・早期対応**がでる支援体制の充実
認知症初期集中支援チーム員等の養成

- **介護予防・地域支援事業**
● **リハ専門職等派遣体制の構築**
円滑に派遣する体制を構築するための検討会の開催
- **住まいききシニア活動促進**事業
● **住民主体の通いの場づくり**
介護予防リーダーの養成など

データ分析等による課題把握



高齢者の方々がいきいきと暮らし続けることができる「笑顔あふれる長寿社会」の実現

担当：長寿いきがい課